【96】

氏　名（本籍）	向井洋子（むかいようこ）（青森県）
学位の種類	博　士（政治学）
学位記番号	博　甲　第　6372　号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	**アメリカにおける福祉国家再編の起源** －ニクソン政権の福祉改革を中心に－

主　査	筑波大学教授	法学博士	松岡　完
副　査	筑波大学教授	博士（政治学）	中村逸郎
副　査	筑波大学教授	法学博士	竹中佳彦
副　査	筑波大学講師	博士（法学）	鈴木　創

論文の内容の要旨

本論文は、1970年代初頭のニクソン政権による福祉改革を対象とした、実証的な現代アメリカ政治史研究である。

序章「福祉国家再編の必要性」は、この主題について、従来の研究が抱える問題点とともに、本論文が明らかにしようとする課題を提示する。

1970年代は強烈な政治不信、経済停滞、社会の個人主義化などから、否定的なイメージで捉えられることが多かった。しかし近年、ニクソン政権についての再評価が進められつつある。とはいえ、研究対象はもっぱらベトナム戦争終結や米中関係改善など、外交面に集中しており、内政については十分な研究が蓄積されていない。そこで本論文は、ニクソン政権の福祉政策の立案と実施、それ以降の展開などについて考察を行う。

第1部「連邦政府の縮小」は、1970年代に「小さな政府」をめざして生まれた2つの動きを取り上げる。連邦政府の歳出削減と、福祉担当組織の縮小である。

第1章「歳出削減を求める説得」は、歳出削減をめぐる連邦政府内の議論、ついで共和党議会指導部との議論をつうじて、ニクソン政権の福祉政策の理念を検討する。

ニクソン政権はインフレ抑制を急務と捉え、連邦政府の歳出削減をめざした。社会保障費を除く広い範囲を歳出削減の対象とし、とりわけ軍事費の削減をてこに、農業等の補助金や公共事業費などの歳出を減らそうとした。同時に政府の介入によって市場の調整機能を回復させようとした。具体的には、金融引き締めを図り、企業の活動を阻害しかねない労働運動にも制約を加えようとしたことである。それは新自由主義の立場から、歳出削減によるインフレ抑制・市場機能の回復と、社会保障費の維持・弱者救済をともにめざすものだった。

第2章「大統領府内組織の改編」は、連邦政府の組織縮小の事例を取り上げる。貧困層に対する社会保障政策を担う、経済機会局（OEO）の改革である。

OEOによる社会保障は、もともと州・郡・市政府の管轄事項だった領域に連邦政府を介入させた。ニクソンから改革を委ねられたドナルド・ラムズフェルドOEO局長は、OEOの組織縮小と予算削減のため、各

種プログラムを他省庁に、また州・郡・市に移管した。それは、連邦政府の手による貧困層の救済を否定せず、しかし連邦政府の行き過ぎた介入を是正し、限定的な形で「小さな政府」を志向する、新自由主義の立場に立つ改革だった。OEO の縮小は、連邦政府の福祉政策を、新自由主義の方向に転換させる契機となった。

第 2 部「制度改革への挑戦」は、福祉改革に家族主義的視点の導入が試みられた過程を検証する。事例は、要扶養児童家庭補助（AFDC)、つまりアメリカ版生活保護である。

第 1 章「州間較差の是正」は、新自由主義的な改革に対する、リベラリズムからの反発を描く。AFDC の改革が、政権内の官僚によって変質させられた事例である。

AFDC によって連邦政府が州政府に補助金を支給した結果、州政府が行うべき事業が連邦政府の社会保障政策に組み込まれた。連邦政府の役割拡大の行き過ぎに歯止めをかけようとしたニクソンは、全国一律の支給基準を導入し、政策と組織の効率化を図った。さらに勤労を受給の条件とした。それは新自由主義の立場から、貧困層の労働市場への参加を促すものだった。また伝統的家族の枠組みのもとで貧困脱却を可能にするという意味で、家族主義的な視点の導入だった。しかし厚生官僚が作成した法案は、むしろ歳出増をもたらすものとなった。

第 2 章「改革の精査」は、AFDC 改革をめぐる、下院とくに歳入委員会および本会議における議論を取り上げる。

AFDC 改革を具体化したのが、貧困層向け所得保障を内容とする 1969 年家族扶助法案である。この実質的審議にあたったのが、税制と社会保障を管轄する、下院歳入委員会だった。主導権を握ったのは、強力な権限を持つウィルバー・ミルズ委員長である。ミルズは福祉政策改革の必要性を認識する人物だった。彼は、AFDC 受給者の経済的自立を促すべく法案成立に尽力した。その結果、下院は AFDC 改革を支持した。

第 3 章「対象範囲の限定」は、1969 年家族扶助法案への上院財政委員会の対応から、新自由主義に対する保守主義からの反発を明らかにする。

上院財政委員会は、1970 年末にこの家族扶助法案を、1971 年にも同趣旨の社会保障法修正案を葬り去った。ラッセル・ロング委員長は超党派的な影響力を持つ保守主義者であり、AFDC 受給者の勤労意欲低下を問題視した。ロングの主導権のもと、下院とは対照的に、上院は保守主義に強く傾斜し、連邦政府の役割拡大や歳出増に反対した。彼らは家族扶助法案にも異を唱えた。所得保障の面で連邦と州・郡・市との二重構造が維持され、連邦政府の権限がなんら抑制されないことが、その主たる理由だった。その結果、本格的な福祉改革は先送りとなった。

第 3 部「改革の実現」は、ニクソン政権が実現できなかった福祉改革が、いわばその衣鉢を継ぐ人々の尽力によって、はるかのちに実現するまでの過程を追う。

第 1 章「ニクソン改革の復活」は、1988 年家族扶助法を対象に、ニクソンが 1970 年代にめざした家族主義的な改革が、保守的な上院の壁を乗り越えて実現するまでを追う。

ニクソン政権の福祉改革は頓挫したが、議論の過程で、福祉改革が必要だという認識が議会に拡がった。AFDC 改革を骨抜きにしたロング上院財政委員長の引退も追い風となった。ニクソン政権で福祉改革の一翼を担ったダニエル・モイニハンが、上院財政委員会の一員として改革の主導権を握った。その結果、職業訓練や教育などで福祉受給者の就労と自立を促すべく、就労や子育て支援などを柱とする 1988 年家族扶養法が成立した。

第 2 章「モイニハンの新自由主義」は、ニクソン政権期以降一貫して福祉改革を推進した、新自由主義者モイニハンに焦点を当て、福祉改革を支えた論理を明らかにする。

モイニハンは、リベラリズムがもたらした「大きな政府」の行き過ぎを是正することをめざし、連邦政府の積極介入による福祉に反対した。しかし「小さな政府」による福祉切り捨てはなく、適度の福祉実現がその目標だった。その鍵が家族主義だった。連邦政府の役割が縮小し、福祉の対象が限定された分を、伝統的

家族が担うこと、それを可能にするために、伝統的家族を維持できるような就労支援などの充実が求められた。

終章「福祉国家再編にかかる新自由主義の戦い」は、1996年の個人責任・就労機会調停法（PRWORA）を、1970年代以降、四半世紀に及ぶ福祉国家再編の帰結として描く。

ニクソン政権は、市場経済原理を重視し、連邦政府による国内政策への全面的介入を否定、政府の歳出削減と組織縮小をめざし、ある程度成功した。しかし、家族主義的な視点に立ったAFDC改革は、厚生官僚のリベラリズムや上院の保守主義に阻まれた。だがいったん挫折した福祉改革はモイニハンの手で引き継がれ、1996年、ビル・クリントン政権下でPRWORAとして実現した。

審査の結果の要旨

本論文は第1に、ニクソン政権が試みた福祉改革について、カリフォルニア州のニクソン大統領図書館所蔵資料やレーガン大統領図書館所蔵資料、テキサス州のジョンソン図書館所蔵資料、ワシントンの連邦議会図書館所蔵の審議・公聴会記録など、貴重な一次資料を駆使して分析した、きわめて実証性の高い研究である。

第2に、アメリカ政治を論じる際にしばしば用いられる、保守対リベラルという二項対立からの脱却を試みたものである。そこで着目したのが、保守主義に近い特質を持つが必ずしも保守主義と同一視できない、新自由主義である。それは、一方で市場経済の機能を重視するが、他方で連邦政府が一定程度関与して経済格差を含む社会問題を解決しようとするものとして理解される。

第3に、新自由主義的な改革の起点を1970年代に求め、新自由主義的な福祉改革の積み重ねの上に、アメリカの福祉国家再編がもたらされたとする。とくにニクソン政権が市場機能という経済的側面と、伝統的家族の回復という文化的側面を重視したこと、福祉政策の縮小を補完すべく、家族的価値観を導入したことが重視される。

第4に、分析の主たる対象はニクソン政権期前半だが、同時に1969年から1996年にいたる、長期的なアメリカ政治史の検証でもある。1970年代に蒔かれた福祉国家再編の種が、1990年代半ばに実を結ぶまでの過程をつまびらかにしたことは、現代アメリカ政治史研究に大きな貢献をなす。

ただし、ニクソン政権そのものを扱っているのか、ニクソン個人に焦点を当てているのか、やや曖昧な部分も散見される。本論文も指摘するように、ニクソンは大統領としても政治家としても非常にとらえがたい人物で、その評価もまさに毀誉褒貶である。そのニクソンの政治理念や政策の実現を明らかにすることが本論文の目的の1つであったが、必ずしも十分成功しているとはいいがたい。今後は、福祉政策に限らず広く内政全般について、またできれば従来主たる研究対象となってきた外交面についても、著者独自の新たなニクソン像構築を期待したい。

平成25年1月17日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（政治学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。